

2) 騒音

五木村及び相良村は、全域で「熊本県公害防止条例(昭和 44 年条例第 23 号)」に基づいて、表 2.2.7.14-3 に示す騒音特定施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)における騒音の規制基準が定められている。施設に関する規制基準は、表 2.2.7.2-3 に示すとおりである。

表 2.2.7.14-3 騒音に係る特定施設

特 定 施 設
高速切断機(金属加工機械で、研削砥石を使用するものに限る。)、石材切断機、セメント製品成型機(建設資材製造機械に限る。)、木材加工機械(帯のご盤、丸のご盤及びかんな盤)、鋳造型機(ジョルト式のものを除く。)、圧縮機、送風機、クーリングタワー、バーナー、脱水機、ダンボール製造機械

注)出典:「熊本県公害防止条例」

また、「熊本県公害防止条例(昭和 44 年条例第 23 号)」において、騒音に係る特定建設作業として表 2.2.7.14-4 に示す作業に関して規制基準等が定められている。規制基準は、表 2.2.7.2-4 に示すとおりである。

表 2.2.7.14-4 騒音に係る特定建設作業

特 定 建 設 作 業
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。)、パワーショベル、バックホーその他これに類する掘さく機械を使用する作業、鋼球を使用する作業
備考 この表に掲げる作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終わるものは、特定建設作業としない。

注)出典:「熊本県公害防止条例」